

# 石川県野球協会 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、石川県野球協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所を、石川県金沢市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、石川県内の野球団体相互の連絡連携の推進主体となり、石川県民の野球の健全なる発展普及を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の連絡連携に関する活動
- (2) 野球競技の普及促進に関する活動
- (3) その他、本協会の目的達成に必要な事項

## 第3章 組織

(構成員)

第5条 本協会は、前二条の目的・事業に賛同する団体をもって構成する。

(入会)

第6条 本協会に新たに入会しようとする団体は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本協会に所属する団体は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 各加盟団体は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第9条 前条の場合のほか、本協会に所属する団体は、第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったときは、その資格を喪失する。

## 第4章 総会

(構成)

第10条 総会は、第5条の団体をもって構成する。

(権限)

第11条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 計算書類等の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 各加盟団体の除名

(開催)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年5月に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 総会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第14条 総会の議長は、当該総会において出席している加盟団体の代表者又は理事の中から選任する。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、各団体1個とする。

- 2 議決権の行使は、各団体の代表者又は代表者から委任を受けた者(当該団体に所属している者に限る)が行う。

(決議)

第16条 総会の決議は、総議決権の過半数を有する者が出席し、その過半数の決議をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、各加盟団体の除名及び規約の変更については、総議決権の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の決議をもって行う。

## 第5章 役員

(役員配置)

第17条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、若干名を副理事長とする。
- 3 理事長は、本協会を代表する。

(役員選任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(理事の職務および権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第20条 監事は、本協会の会計監査を行う。

(役員任期)

第21条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 3 補欠または後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める員数が欠けた場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第22条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(会長・副会長・顧問・相談役)

第23条 本協会は、任意の機関として、会長1名、副会長若干名、顧問若干名、相談役若干名を理事会で選任し、理事長が委嘱することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第24条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選任又は解任
- (4) 理事及び監事候補者の選任

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事の互選により議長を選任する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

## 第7章 会計・事業年度

(収入)

第29条 本協会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体分担金
- (2) 寄付金、支援金等上記分担金以外の収入

(事業年度)

第30条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第8章 その他

(事務局)

第31条 本協会の業務を円滑に遂行するため事務局を置く。

- 2 事務局には、電話・ファックス・パソコン等の事務機器を設置し、理事会で選任した若干名の理事が執務にあたる。

(細則)

第32条 本規約の細則は、理事会が別に定める。

## 附 則

(効力発生日)

第33条 本規約の効力発生日は、令和8年4月1日とする。

(設立時構成員)

第34条 本協会の令和8年4月1日における構成団体は次のとおりとする。

- 1 一般社団法人石川県軟式野球連盟
- 2 石川県高等学校野球連盟
- 3 北陸大学野球連盟
- 4 石川県野球連盟
- 5 北信越地区大学準硬式野球連盟
- 6 石川県還暦軟式野球連盟
- 7 石川県生涯野球連盟

(設立時役員)

第35条 本協会の令和8年4月1日における役員は下記のとおりとする。

### 記

理事長	宮川豊彦
理事	池田光一
理事	毛利浩太郎
理事	中川正好
理事	田口 徹
理事	江藤 望
理事	福與 優
理事	清水健吾
理事	高 修二
理事	松生 明
理事	安崎安德
理事	高田大輔
理事	吉田典宏
監事	
監事	

(事務所所在地)

第36条 本協会の事務所の所在地は、石川県金沢市北塚町220番地石川県立野球場とする。